

4木教第1879号
令和4年9月13日

木津川市立小・中学校長 様
木津川市立幼稚園長 様

木津川市教育委員会
教育長 森永 重治

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて（通知）

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直し等を内容とする「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更について、別添写しのとおり、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡が出され、京都府教育委員会から通知がありました。

つきましては、下記の対応について、教職員に周知するとともに、各校において適切に対応していただくようお願いします。

記

1 有症状者又は無症状患者の療養期間等

(1) 有症状者

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合は8日目から解除可能とする。(ただし10日間経過するまでは自身による健康状態確認、自主的な感染予防行動を徹底すること。)

(b) 現に入院している者(従来から変更なし)

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後、72時間経過した場合に11日目から解除可能とする。(ただし、人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。)

(2) 無症状者

- ・検体採取日から7日間経過した場合は8日目に療養解除可能とする。(従来から変更なし)
- ・加えて5日目の検査キット検査で陰性を確認した場合は、6日目に解除可能とする。
(ただし、7日間経過するまでは自身による健康状態確認、自主的な感染予防行動を徹底すること。)

2 療養期間中の外出自粛

有症状の場合は症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合は、外出時や人と接触する際には必ずマスクを着用するなど感染予防行動の徹底を前提に、食料品等の買い出しなど、必要最小限の外出を行うことは差し支えない。